

V 資料

成人調査調査票

成人

ひがしくろめししょうかいやしく かん 東久留米市障害者施策に関する

ちようさ アンケート調査について

みなさまには、日頃より本市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、「東久留米市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の策定にあたり基礎資料とするため、アンケート調査を実施することといたしました。
このアンケートは、みなさまの生活状況や、市の障害福祉施策に對するご意見などを聴かせいただくことで、現状の把握及びニーズ分析を行い、計画策定に活用させていただきます。

アンケートは、市内にお住まいで、調査に關する手帳をお持ちの方などにお送りしています。
お送りしいところ大変喜ばれますが、調査の趣旨をおくみ取りいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和8年5月

東久留米市長 齋田 隆博

※ 令和8年3月1日締結で当市に住民登録されている方を対象としています。また、お答えいただいた方は、プライバシーの保護に配慮し当市ととも、アンケート結果の集計には使用いたしません。

● 記入について
・ 事情によりご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人の立場に立ってご記入ください。

・ 回答は、あてはまる番号を「○」で囲んでください。

● 調査票の送付について

・ インターネットによる回答も可能です。その場合、この調査票の送付は不要です。若の QR コード、または、下の URL から、専用のウェブサイトへアクセスしてください

URL: <https://question.jp/q/NLLHZ257>

・ ご記入された調査票は、封筒の透視封筒に入れ、令和8年6月12日（金）までに投函していただいても構いません。なお、インターネットで回答された方は、調査票の送付は不要です。



お問い合わせ先

東久留米市 福祉保健部 障害福祉課
TEL: 042-470-7747 FAX: 042-475-8181
※ 平日 8時30分から17時まで（土日祝日を除く）



あなた（あて名のご本人）自身について

問1 この調査票にご回答いただくのは、どなたですか。（○印は1つ）

- 1 あて名のご本人 2 ご家族や近親者がご本人に代わって回答
3 ご家族や近親者がご本人の意向を代わって回答 4 その他（ ）

※ これ以降、この調査票が郵送されたあて名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（アンケートの回答者＝調査のある方）の状況などについて、お答えください。

問2 あなたの性別は、次のうちどれですか。（○印は1つ）

- 1 男性 2 女性 3 その他

問3 あなたの年齢（令和8年4月1日現在）をお答えください。

（ ）歳

問4 あなたのお住まいをお聞かせください。（○印は1つ）

- 1 第1ブロック（上の原、神宮町、金山町、永川町）
2 第2ブロック（大門口、新川町2丁目、浅間町）
3 第3ブロック（東米町、新川町1丁目、米町）
4 第4ブロック（小山、幸町、下巻1丁目と7丁目、新沢、八幡町1丁目）
5 第5ブロック（中央町、八幡町2～3丁目、都賀1～2丁目）
6 第6ブロック（幸町、ひばりが丘、南沢、南町）
7 第7ブロック（都賀3～5丁目、須賀、新井）
8 第8ブロック（下巻2～6丁目、柳屋）
9 市外（大塚、大塚、グループホーム等）

問5 あなたはどのような暮らし方をしていますか。（○印は1つ）

- 1 家族と暮らしている 2 一人暮らしをしている
3 グループホーム等で暮らしている 4 施設に入院している
5 その他（ ）

問5で「1 家族と暮らしている」か「2 一人暮らしをしている」に○をつけた方にお読みします。

問5-1 あなたのお住まいの部屋はどれですか。(○印は1つ)

1 持ち家の戸建て住宅	2 持ち家の集合住宅 (マンション・アパート等)
3 賃貸の1戸建て	4 賃貸の集合住宅 (マンション・アパート等)
5 公営住宅 (給付・公社住宅)	6 社宅・公営住宅等
7 その他 ()	

あなたの障害の状況について

問6 あなたが持っている子供の障害と等級、診断の有無をお聞かせします。あてはまる子供の番号と、カッコ内の等級 (度数) に○をつけてください。(あてはまるものすべてに○印)

1 身体障害者手帳	→ (1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級)
2 知的障害者手帳	→ (1 度 2 度 3 度 4 度)
3 精神障害者保健福祉手帳	→ (1 級 2 級 3 級)
4 発達障害の診断を受けている	
5 自立支援医療 (精神通院医療) を受けている	
6 難病又はがん関連性特定疾患の認定を受けている	
7 その他 ()	

難病又はがん関連性特定疾患の認定：この欄に、東京都の難病変異遺伝子検査又はがん関連性特定疾患診断遺伝子検査を受けた結果、特定の難病変異遺伝子変異又はがん関連性特定疾患変異が認められている方を指します。

問6で「1 身体障害者手帳」に○をつけた方にお読みします。

問6-1 障害の程度は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 身体不自由 (上肢機能障害・下肢機能障害・手足機能障害・体幹機能障害)
2 音声・言語・そしゃく機能障害
3 視覚機能障害
4 聴覚・平衡機能障害
5 内臓機能障害 (心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、泌尿・生殖器機能障害、内分泌機能障害、免疫機能障害、発達機能障害、肝臓機能障害)

問7 あなたが社会生活上で課題となる行動・状態はありますか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 自傷	2 他害	3 暴行・脅迫
4 行動停止	5 失禁・嘔吐	6 多動
7 放浪行動	8 異食	9 偏食
10 被害妄想 (被害・他害)	11 睡眠障害	12 昼夜逆転
13 パニック	14 2つの行動に集中して	15 自分でトイレに行けない
	他が自に入らない	
16 罪せつ覚を覚ってしまう	17 飛び出し等突進的な行為	18 暴言等不適切な行為
19 てんかん	20 その他 ()	21 稀にない

問8 あなたが社会生活上で課題となる行動・状態の中で、特に課題が認められることはありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 自傷	2 他害	3 暴行・脅迫
4 行動停止	5 失禁・嘔吐	6 多動
7 放浪行動	8 異食	9 偏食
10 被害妄想 (被害・他害)	11 睡眠障害	12 昼夜逆転
13 パニック	14 2つの行動に集中して	15 自分でトイレに行けない
	他が自に入らない	
16 罪せつ覚を覚ってしまう	17 飛び出し等突進的な行為	18 暴言等不適切な行為
19 てんかん	20 その他 ()	21 稀にない

問9 これまでに、専門機関等から「発達行動障害」(あるいはそれに相当する状態)との判定や指摘を受けたことがありますか。(○印は1つ)

1 肯定・指摘を受けたことがある
2 受けたことはないが、その傾向があると感じている
3 受けたことはなく、その傾向もない
4 わからない

発達行動障害

自傷、他害、放浪、多動など、本人や周囲の安全に被害を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要となっている「状態」です。



問9で「1 判定・指摘を受けたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問9-1 貴団にどこで判定・指摘を受けましたか。(○印は1つ)

1 児童相談所	2 児童相談
3 学校	4 障害児支援施設
5 その他 ()	

問9で「1 判定・指摘を受けたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問9-2 あなたが困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 言葉での表現が難しい場合、言葉や表情が伝わらず、行動が難しくなる
2 予定変更、場所の移動、音・光などの刺激に敏感
3 受け入れられない音や振動、騒音が響く
4 周囲の視線や視線、視線回避のしこ
5 自信・他意につながる行動が突然起こることがある
6 24時間体制の角守りが必要なケースも多い
7 施設、家族、児童など周囲の支援者が変わる
8 行動の理由が「慣れ」や「気」により異なるため、「脱着」や「脱着」の方法が当てはまらない
9 緊急時の生活、受け入れ、施設管理、施設での暮らし
10 「わがまま」「しつけの厳格」と認識されることがある
11 その他 ()

問9で「1 判定・指摘を受けたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問9-3 どのような支援が必要ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 わかりやすいコミュニケーション手段の提供
2 見通しを持てる生活づくり
3 感覚刺激への配慮
4 本人が嫌がる場面を減らす
5 成功体験を増やし量ねる機会づくり
6 身体や表情を早くに受ける仕組み
7 安心できる方・場所の確保
8 家族や関係者を巻き込んだ活動の提供
9 行動が起きる前のサインに合わせた支援
10 本人のペースを尊重する
11 その他 ()

問10 あなたは貴団の生活で介助が必要としていますか。介助が必要なのは、至る介助者の芳を

お書きください。(○印は1つ)

1 親(父・母)	2 配偶者(夫・妻)	3 子(子の配偶者を含む)
4 祖父母	5 兄弟姉妹	6 その他の家族
7 貴団の芳・知人・友人	8 ホームヘルパー	9 ボランティア
10 施設・病院等の専門	11 その他 ()	12 状況、介助は必要ない
介助者		

問11 貴団から、家族・親族の芳が介助している方にお聞きします。

現在、至る介助者の芳が困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 代わりの介助を頼める芳がいない	2 休養や退席の時間がない
3 貴団の旅行や外出ができない	4 仕事に出席できない
5 介助者自身の健康に不安がある	6 身体的な負担が大きい
7 精神的な負担が大きい	8 経済的な負担が大きい
9 平日、本人の会社や施設施設の最寄り駅	10 その他 ()
早く、貴団の労働が難しい	11 稀にない

問12 貴団から、家族・親族の芳が介助している方にお聞きします。

今後、介助や支援にあたって課題になると考えられることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 代わりの介助を頼める芳がいない	2 休養や退席の時間がない
3 貴団の旅行や外出ができない	4 仕事に出席できない
5 介助者自身の健康に不安がある	6 身体的な負担が大きい
7 精神的な負担が大きい	8 経済的な負担が大きい
9 本人の住まいの確保	10 本人の福利厚生に費やす時間
11 本人の会社や施設施設の最寄り駅	12 その他 ()
居場所がない	13 稀にない

問13 普段から、家族・親族の芳が介助している方にお聞きします。

普段介助している方が一時的に介助できなくなったとき、あなたはどのようにしますか。

(1つに○印)

- 1 同居している他の家族に介助を頼む
- 2 同居していない家族や縁せきに介助を頼む
- 3 介助や家事支援等を有するホームヘルプサービスを利用する
- 4 施設への短期入所（ショートステイ）を利用する
- 5 知人・友人に介助を頼む
- 6 ボランティアに介助を頼む
- 7 その他（ ）
- 8 介助を頼むあてがない

問14 あなたは、医療的な支援（医療的ケア）を受けていますか。

(あてはまるものをすべてに○印)

- 1 受けていない
- 2 経管栄養（留置チューブ・鼻ろう・経ろう）
- 3 嚥下（口唇閉鎖、エアウェイ内・鼻管内）
- 4 酸素管理
- 5 エアウェイの管理
- 6 導尿
- 7 緊急処置時の衛生管理
- 8 鼻ろう・経ろう他の衛生管理
- 9 ストマ（人工肛門・人工膀胱）の管理
- 10 中心静脈栄養
- 11 人工透析
- 12 定期的な薬物投与
- 13 人工呼吸器の作動状況の確認及び調整
- 14 その他（ ）

問14 で何らかの医療的ケアを受けている方にお聞きします。

問14-1 あなたは、医療的ケアに関して、困っていることや不安に思うことはありませんか。

(あてはまるものをすべてに○印)

- 1 いつ症状が悪化するかわからない
- 2 体調が変化したら、医療機関を受診すべきが判断に困る
- 3 日常生活的なケアや症状への対応が難しい
- 4 医療者の対応に不安がある
- 5 医療機関の通院・管理が難しい
- 6 主たる介護者が、ケアによる身体的な負担が大きい
- 7 主たる介護者が、ケアにより自分の時間を持てない
- 8 経済的な負担が大きい
- 9 精神的苦痛により、働きたくても働くことができない
- 10 医療的ケアが必要な方がいる家族が士業のつながりがない
- 11 希望したい設備・その他（ ）

にちじょうせいけん
日常生活について

問15 あなたは、平日に会社や福祉施設が終わってからどこで過ごしたいですか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 自宅	2 家族や友人の家
3 福祉センター	4 地区センター
5 家族が帰ってくるまで、会社や福祉施設で過ごしたい	6 障害者向けのグループホームや短所入所（ショートステイ）
7 図書館や公民館などの公共施設	8 カフェやレストランなどの飲食店
9 趣味や趣味の教室	10 当事者会やピアサポートの集まり
11 福祉サービス事業所が主催する余暇活動やイベント	12 その他（ ）

問16 あなたには、日常生活で困っていることはありませんか。(あてはまるものすべてに○印)

1 情報・知識のこと	2 仕事や収入・生活費のこと
3 日常生活・コミュニケーションのこと	4 学習活動や趣味の活動など
5 収入確保、住所つきあい	6 作業の生活のこと
7 外出・買い物など	8 保険・医療サービスに費やすこと
9 住居・生活の場所のこと	10 福祉サービスに費やすこと
11 通学・学校生活のこと	12 交通機関の利用に費やすこと
13 食料管理・薬物などのこと	14 身体・健康のこと
15 結婚、住、移転などに費やすこと	16 親や介護者の高齢化のこと
17 相談できる人がいない(聞かれている)	18 その他（ ）
19 箱にない	

問17 あなたは、日常生活で困った時に、誰に（どこに）相談・確認しますか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 家族・親類	2 近所の町・友人・知人
3 医療機関	4 福祉施設の職員
5 公的機関（市役所、保健所、児童相談所など）	6 民生委員・児童委員
7 問題や悩みを書き添った手紙の保護者	8 相談支援事業所
9 インターネット、SNS	10 その他（ ）
11 相談しない	

問18 あなたは今後、どのような生活の場で暮らしたいと思いますか。(○印は1つ)

1 家族と暮らしたい	2 一人暮らしをしたい
3 グループホームで暮らしたい	4 障害者のための入所施設で暮らしたい
5 その他（ ）	6 わからない

問19 あなたは、福祉とどれくらい外出しますか。(○印は1つ)

1 ほぼ毎日	2 週に数回
3 月に数回	4 ほとんど外出しない

問20 福祉外出するときに、困り事や心配事はありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 バスや電車などの公共交通機関が少ない、またはない	2 バスや電車などの乗り降りが難しい	3 道路や駅に階段や段差が多い
4 駅持の重い荷物や乗換えがわかりにくい	5 トイレやエレベーターなどの建物の設備が未便	6 介護者が確保できない
7 介護者が確保できない	8 ヘルパーの負担などにお金が掛かる	9 福祉の自費が高くなる
10 福祉の場からの退席・手配がない	11 見守りなど突然の体調不良が心配	12 困った時にどうすればよいかわからない
13 相談できる場所が少ない	14 その他（ ）	15 箱にない

問21 あなたが生活していく上での収入は荷ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 勤め先の給与・賞金	2 通所施設・事業所などの賞金・工資
3 事業収入 (営業など)	4 財産収入 (家賃収入など)
5 年金・手当など	6 家族の収入・給付などの援助
7 生活保護費	8 その他 ()

問22 あなた (ご本人) やご家族、介助してくれる方は、あなた (ご本人) の「頼がなくなった後」や、将来の生活について、心配なことが不安がありますか。(○印は1つ)

※「頼」とは、日常時に介助してくれる方のこと。

1 稀に心配なことや不安はない	2 心配なことや不安がある
3 どちらともいえない	4 わからない

問23 あなた (ご本人) やご家族は、「頼がなくなった後」の生活に関するつぎのことについて、心配や不安を感じていますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 住む場所	2 日常的な介助や家事の援助
3 日常的な意思決定や支援	4 相談できる方や相談
5 医療機関の受診	6 生活に必要ない収入
7 お金の管理や支援	8 自分を通う場所
9 休みの日の過ごし方	10 災害や急病などの緊急時
11 その他 ()	



住まい
地域での生活について

問24 あなたは、施設、通所、訪問の生活おつきあいをしていますか。(○印は1つ)

1 嫌な付き合いをするつきあい	2 立ち寄る程度のつきあい
3 あいさつをする程度のつきあい	4 ほとんどつきあいはない

問25 障害者が入所施設で生活するのではなく、今後、住み慣れた地域で暮らしていくことについてどう思いますか。(○印は1つ)

1 稀に問題はない	2 地域で暮らすのは嬉しいと思う
3 その他 ()	4 わからない

問26 あなたは、障害者が地域で生活していくためには何が必要だと感じますか。
(稀に必要と思われるものを3つまで○印)

1 生活支援やサービス利用に關する相談支援	2 訪問サービス(※)の充実
3 自らの活動・訓練場所や作業所の充実	4 グループホームの充実
5 手帳などによるコミュニケーションの支援	6 実証(※)によりコミュニケーションがしやすい方への優先的支援
7 障害者のための住宅の確保	8 利用しやすい送迎機関
9 一時的な労働するための支援	10 交通機関や施設などのバリアフリー化
11 地域の方たちの障害に對する理解	12 その他 ()
13 稀に關っていることはない	

訪問サービス

居宅介護 (ホームヘルプ) や行動支援 (主に居宅介護) がある方が外出する際のガイドヘルプ) など、サービス提供者が利用者の自宅等を訪問して提供されるサービスです。

実証

脳卒中や脳外傷などの後遺症として生じることばの障害です。「聞く」「話す」「読む」「書く」という言葉の機能が低下した状態)

例) 相手の言葉が理解できない、言いたい言葉が出てこない、文字が書けないなど (症状や重症度は人によって異なります)。



問27 あなたは、相手とコミュニケーションをする時や必要な情報を利用する時に、特に困るのはどのような場合ですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 飲食店を利用する時 | 2 初めて行くところに出かける時 |
| 3 銀行を利用する時 | 4 緊急にかかった時 |
| 5 旅行をする時 | 6 買い物をする時 |
| 7 スポーツやレクリエーションに参加する時 | 8 住まいを探す時 |
| 9 仕事をする時 | 10 その他() |

問28 あなたは、成年後見制度について知っていますか。また、利用したことはありませんか。(○印は1つ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 知っており、利用したことがある | 2 知っているが、利用したことはない |
| 3 知らない | |

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々のために、不動産、預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世帯のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を代わりに行ったり、懸念箇所の設置等から守ったりするための制度です。

問29 将来的にあなた自身がいかなる契約や手続きをする際にひとりで決めることに不安や心配のある場合、成年後見制度を利用したいと思いませんか。(○印は1つ)

- | | |
|---------|-----------|
| 1 思う | 2 思わない |
| 3 わからない | 4 後程判断である |

問30 障害者差別解消法が改正され、令和6年から事業者等による障害のある方への「合理的配慮の提供」が義務化されました。「合理的配慮の提供」とは、障害のある方から社会の中にある障害を取り除くための障らからの配慮を求める意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。あなたは、合理的配慮の提供について知っていますか。(○印は1つ)

- | |
|----------------------------|
| 1 知っていて、合理的配慮の提供を求めたことがある |
| 2 知っているが、合理的配慮の提供を求めたことはない |
| 3 知らない |



問31 あなたは、合理的配慮の提供がなされていないと感じた時、どのようなアクションを取りますか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 その場で指摘して対応を求める | 2 事後に事業者に向い合わせて改善を求める |
| 3 行政窓口へ相談する | 4 その他() |
| 5 何もしない | |

問32 あなたは、障害への理解を深めていくためにどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○印)

- | |
|------------------------------|
| 1 障害や障害者に関するパンフレットの発行 |
| 2 障害者作品展やイベントの開催 |
| 3 障害に関する講演会や職場研修会の開催 |
| 4 学校や生涯学習での障害に関する教育や情報 |
| 5 施設や学校で障害への理解を学ぶ機会を設けること |
| 6 施設での交流の機会を設けて、施設の雰囲気をつなぐこと |
| 7 障害者の「学び」の促進 |
| 8 その他() |

問33 地域で生活するなかで、あなたが手助けしてほしいと思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 安否の届けかけ | 2 趣味などの話し相手 |
| 3 手荷・介護等の相談相手 | 4 ちょつとした買い物 |
| 5 コミ出し | 6 掃除・洗たく |
| 7 障むしりや障木の手入れ | 8 調理や洗濯の手伝い |
| 9 災害や急病などの緊急時 | 10 その他() |
| | 11 特にない |



しゃかいさんか
社会参加について

問34 これまでに赤城活動、文化芸術・スポーツ活動など、参加したことのあるものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1 コンサートや披露、スポーツなどの鑑賞・見学	2 スポーツ活動
3 旅行	4 学習や趣味の活動
5 ボランティアなどの社会貢献活動	6 地域での交流、自治会などの活動
7 障害者団体などの活動	8 パソコンを使った活動
9 その他 ()	10 特になし

問35 今後参加したい赤城活動、文化芸術・スポーツ活動はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1 コンサートや披露、スポーツなどの鑑賞・見学	2 スポーツ活動
3 旅行	4 学習や趣味の活動
5 ボランティアなどの社会貢献活動	6 地域での交流、自治会などの活動
7 障害者団体などの活動	8 パソコンを使った活動
9 その他 ()	10 特になし

問36 あなたが赤城活動、文化芸術・スポーツ活動に参加するためには、どのような条件が必要だと思えますか。(○印は3つまで)

1 活動情報の提供がある	2 収入や仲間がいる
3 身近なところで活動できる	4 外出手段が確保されている
5 介助者がいる	6 適切な指導者やリーダーがいる
7 障害に配慮した施設や設備がある	8 経済的な負担が少ない
9 家族や同僚の労の理解	10 心身の健康状態の維持・向上
11 いろいろな方との出会いの場・機会がある	12 障害のある方でもない方も一緒にできる
13 施設の予約が取りやすい	14 単独などによるコミュニケーションの支援
15 その他 ()	16 特になし

しょうがいにくし
障害福祉サービスなどについて

問37 あなたは盲点、次のような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいと思えますか。(それぞれに○印は1つ)

※ サービスの内容については、22 ページ以降をご覧ください。

区 分	利用しており、 今後も利用したい	利用していないが3年以上以内に利用したい	利用の予定はない	
訪問系サービス	① 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3
	② 居宅訪問介護	1	2	3
	③ 訪問介護	1	2	3
	④ 行動介護	1	2	3
日中活動系サービス	① 生活介護	1	2	3
	② 自立訓練 (職業訓練・生活訓練)	1	2	3
	③ 就労移行支援	1	2	3
	④ 就労継続支援 (A 型)	1	2	3
	⑤ 就労継続支援 (B 型)	1	2	3
	⑥ 就労定着支援	1	2	3
	⑦ 就労移行支援	1	2	3
	⑧ 障害介護	1	2	3
	⑨ 創発支援 (ショートステイ)	1	2	3
居宅系サービス	① 自立生活援助	1	2	3
	② 共同生活援助 (グループホーム)	1	2	3
	③ 施設入所支援	1	2	3
利用系サービス	① 計画相談支援	1	2	3
	② 申請移行支援	1	2	3
	③ 申請定着支援	1	2	3
	④ 通所継続支援事業 (空に障害者への学習支援の提供)	1	2	3
その他	⑤ 障害者雇用促進事業 (市内のガイドヘルプ)	1	2	3
	⑥ 日中一時支援事業 (障害者一時的に)	1	2	3
	⑦ 成年後見制度	1	2	3
	⑧ 障害者雇用 (障がい者・障害者等) の雇用	1	2	3

問38 あなたは、貴校の障害福祉サービスの利用に満足して困っていることがありますか。
(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 利用がわかりにくい | 2 利用したいサービスを利用できない |
| 3 利用できる自費が限られ利用回数が少ない | 4 サービスの質について困っている |
| 5 他の利用者との関係が円滑 | 6 市町村での手続きが円滑 |
| 7 事業所との自費などの負担が大きい | 8 事業所への移動が円滑 |
| 9 施設利用が円滑 | 10 利用したい内容のサービスがない |
| 11 その他 () | 12 特に関心していることはない |

問39 あなたは、貴校受けている障害福祉サービスに、満足していますか。(○印は1つ)

- | |
|---------------------------------|
| 1 必要なサービスを受けており大いに満足 |
| 2 ほぼ必要なサービスを受けており満足 |
| 3 ほぼ必要なサービスを受けているがサービスの質に満足できない |
| 4 必要なサービスが十分に受けられず不満足 |
| 5 受けたサービスが過度に多く不満足 |
| 6 現在は特にサービスを受ける必要がないので利用していない |

問40 「4 必要なサービスが十分に受けられず不満足」か「5 受けたサービスが過度に多く不満足」に○をつけた方にお聞きします。

問39-1 地域の中で、障害者に就労するサービスのうち何が不足していると感じますか。

40歳以上の方にお聞きします。

問40 介護保険による認定を受けていますか。要介護・要支援認定を受けている方はあてはまる要介護度に○をつけてください。(○印は1つ)

- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 1 認定を受けていない | 2 要介護1 | 3 要介護2 |
| 4 要介護1 | 5 要介護2 | 6 要介護3 |
| 7 要介護4 | 8 要介護5 | |

40歳以上の方にお聞きします。

問40-1 介護保険のサービスを受けるにあたり、不安に思うことはありますか。

(あてはまるものすべてに○印)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 利用回数が減ること |
| 2 利用回数が少なくなること |
| 3 これまで利用していた事業所が廃業すること |
| 4 これまで利用していた障害福祉の施設サービスよりも質が下がること |
| 5 その他 () |
| 6 特に関心していることはない |

雇用・就労について

あなた (あて名のご本人) が18歳以上の場合のみお答えください。

問41 あなたは普段、平日の昼中をどのように過ごしていますか。(○印は1つ)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 正社員として働いている | 2 パート・アルバイトなどで働いている |
| 3 自営などを営んでいる | 4 無職で就労している (福祉事業所など) |
| 5 無職で就労以外の通所施設に通っている | 6 自宅で家事や手伝いをしている |
| 7 学校などに通っている | 8 就業訓練中・就労活動中 |
| 9 その他 () | 10 特に関心していない |

問41 で「1」～「4」に○をつけた方にお聞きします。

問41-1 あなたが仕事をすると困っていることはなんですか。

(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 給与・手当などの収入が少ない | 2 通勤が円滑 |
| 3 十分な食料が足りない | 4 十分な食料が足りない |
| 5 障害に対する理解の不足が不足している | 6 施設の入り口が狭い |
| 7 仕事の内容が合わない | 8 その他 () |
| 9 特に関心していることはない | |

問41 で「4」、「5」に○をつけた方にお聞きします。

問41-2 日中活動終了後、どのように過ごしていますか。また、どのように過ごしたいですか。自由に記入ください。

問41 で「5」、「6」、「9」に○をつけた方にお聞きします。

問41-3 あなたが就労していない理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 障害や病気が重いから | 2 通勤から |
| 3 自分に合った仕事が見つからないから | 4 希望に合った求人が見つからないから |
| 5 働くための知識や能力に自信がないから | 6 施設の運営に不安があるから |
| 7 通勤が遠いから | 8 仕事以外のことをしたいから |
| 9 その他 () | 10 わからない |

第42回 あなたは、就労^{くわう}していただくためには、どのような支^し度^どが必要^{ひつぎょう}だと思いますか。

1 仕事探しから就労までの総合的な相談支援

- 2 働くための知識や能力を身につけるための訓練
- 3 知識を習得するための教育訓練
- 4 部署の特性にあった「職業・雇用の拡大」
- 5 部署に欠ける理解を深めるための知識への習得を促す
- 6 知識のバリエーション化
- 7 部署や病室などに限じた「柔軟な勤務体制」
- 8 ジョブコーチや介助者が知識に定着し、支援を受け
- 9 その他（

第43 令和7年10月1日から、調査者本人が就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、就労アシメント（就労サービス）の利用意向がある調査者との協同による、就労ニーズの把握及び就労開始後の配置事項等の整理）の手法を採用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されました。あなたは、「就労選択支援」について知っていますか。（○部は1つ）

- 1 以前から知っていた
- 2 聞いたことがあった
- 3 初めて知った

問題4 あなたは今後、就労支援を希望したいと思いませんか。(〇印は1つ)

- 1 是ようしたい



- 20 -

45 福祉に類する情報は、主^主どこから得^得ていますか。(〇印は3つまで)

- | | | | |
|----|------------------------|----|---------|
| 1 | 市や町会、福祉協議会等の広報誌 | 2 | 声の記録 |
| 3 | テレビやラジオ | 4 | 新聞・雑誌 |
| 5 | インターネット | 6 | 障害者団体 |
| 7 | 障害者員・障害者員、関係障害者
相談員 | 8 | ホームヘルパー |
| 9 | 家族・親類 | 10 | 友人・知人 |
| 11 | 近所・地域 | 12 | 市や県の窓口 |
| 13 | 障害者の福祉施設 | 14 | その他（ |
| 15 | 障害者は書かれていない） | | |

46 次の被害者（ひがいしや）に關する市の相談窓口を知っていますか。また、それらを利用したこと
はありますか。（①～⑦までそれぞれに〇印は1つ）

	知っており、 利用したことが ある	知っていたが、 利用したことは ない	知らない
①さいわい福祉センター	1	2	3
②福祉生活支援センターめるくる	1	2	3
③障害者就労支援屋「さいわい」「あおぞら」	1	2	3
④市役所内ワークコーナー（ハローワーク窓口）	1	2	3
⑤障害者虐待防止センター（市障害福祉課）	1	2	3
⑥社会福祉協議会	1	2	3
⑦児童発達支援センターわかき学園（市立）	1	2	3

問47 あなたは、借入金などを相談するときに、銀行や信用金庫はありますが、
(あてはまるものすべてに○印)

- 1 どこに向い、言わせたらいわからない
 - 2 身近な場にも相談するところがない
 - 3 電話やFAXを使って「情報収集」や相談をすることができない
 - 4 インターネットを使って「情報収集」や相談をすることができない
 - 5 点字版や音声コード、録音テープなどによる「情報提供」が少ない
- 6 相談先で、周りの方に相談音が聞こえてしまう
- 7 その他()
- 8 家族や友人に相談したり、「情報」を求められるので常に困っている

問48 今後、市行政で重点的に取り組むべきと認める施策はありますか。(○印は3つまで)

- | | | | |
|----|---------------------|----|--------------------------|
| 1 | 児童の発達支援をいっそう充実 | 2 | 特別支援教育の充実 |
| 3 | 教育と地域の連携を強めること | 4 | 障害児の発達支援や家庭支援の充実 |
| 5 | 成人職の発達支援のための出向員づくり | 6 | 障害児（者）への虐待の予防・虐待対応 |
| 7 | 障害者の就業支援の充実 | 8 | 障害児保育の充実等による就労支援 |
| 9 | 就労継続給付の定員の拡大 | 10 | 児童の障害者（児）の自己活動の充実と福祉の確保 |
| 11 | 在宅でも送迎を受けられる体制づくり | 12 | グループホームの施設整備 |
| 13 | バリアフリーのまちづくり | 14 | 障害特性に起因した障害提供 |
| 15 | 相談支援体制の強化 | 16 | 障害者（児）への理解を深めるための講習やイベント |
| 17 | 研修等による支援者やボランティアの育成 | 18 | 災害時の支援 |
| 19 | その他（ ） | | |

東久留米市の障害福祉施策について、ご意見やご要望などがありましたら、自由に記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
この調査票を同封の返信用封筒に入れて、
令和8年6月12日(金)までにポストへ入れてください。



★サービスの概要 (16ページ間の回答の参考にして下さい。)

障害児サービス (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排泄、食事、着脱の介助等を行います。
福祉訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事、着脱の介助、外出時における移動支援、又臨時の支援等を総合的に提供します。
行動支援	知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に對する外出時の準備、移動中の介護を行います。
同行支援	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事、着脱の介助等を行うとともに、創作活動または生涯学習の機会を提供します。
自立訓練 (施設型・型別)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一定就業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	就労移行支援後の利用を促す一貫した就労した上で、就労に慣らす環境整備により生活面等の改善が生じている人に対し、継続的な支援を行います。
就労定着支援	医療と療育支援を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
療育介護	自宅で介護する人が病気の状態などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事、着脱の介助等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
児童発達支援	就学している障害児につき、療育の終了後または休日に児童福祉施設の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等のサービスを行います。
放課後等デイサービス	保育所その他の児童が児童福祉施設等に営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害者等訪問支援	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、短期間に居住を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
自立生活援助	被服や洗濯、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事、着脱の介助等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	



施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域移行支援	地域における生活に移行するために置換的な支援を必要とする人に、住居の確保や相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、精神の遅延体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
★用語の説明	
ピアサポート	障害や疾患、悩みなど同じような共通項と親近性をもつ人同士（ピア）の受え合いを要する言葉。



児童

ひがしくるめししょうがいしゃくかん 東久留米市障害者施策に関する アンケート調査について

みなさまには、皆様より本市の障害福祉施設にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、「東久留米市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害福祉計画」の決定にあたり基礎資料とするため、アンケート調査を実施することといたしました。

このアンケートは、みなさまの自らの生活状況や、市の障害福祉施設に対するご意見などをお聞かせいただくことで、現状の把握及びニーズ分析を行い、計画策定に活用させていただきます。

アンケートは、市内にお住まいで、障害に関するお悩みやご意見などをお寄せいただいております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をおくみ取りいただき、ご協力をお願いいたします。

令和8年5月

東久留米市長 益田隆徳

※ 令和8年3月1日時点で本市に住民登録されている方を対象としています。また、お答えいただいた内容は、プライバシーの保護に万全を期すとともに、アンケート結果の集計以外には使用いたしません。

- 記入について
・ 事項によりご本人が記入できない場合は、ご家族の方などにご本人の立場に立ってご記入ください。
- 調査票の送付について
・ 調査票は、あてはまる番号を「○」で囲んでください。
- インターネットによる回答も可能です。その場合、この調査票の送付は不要です。右のQRコード、または、下のURLから、専用のウェブサイトへアクセスしてください。



URL: <https://questant.jp/q/J8YDEFGY>
・ ご記入された調査票は、調査の送付用封筒に入れ、令和8年6月12日(金)までに投函していただいても構いません。なお、インターネットで回答された方は、調査票の送付は不要です。

お問い合わせ先

東久留米市 福祉保健課
TEL: 042-470-7747 FAX: 042-475-8181
※ 平日8時30分から17時まで(土日祝日を除く)



あなた (あて名のご本人) 自身について

問1 この調査票にご回答いただくのは、どなたですか。(○印は1つ)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 あて名のご本人 | 2 ご家族や関係者がご本人に代わって |
| 3 ご家族や関係者がご本人の意向を代わって | 4 その他 () |

※ これ以降、この調査票が送られたあて名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人(アンケートの回答者＝調査票のある方)の状況などについて、お答えください。

問2 あなたの性別は、次のうちどれですか。(○印は1つ)

- | | | |
|------|------|-------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他 |
|------|------|-------|

問3 あなたの年齢 (令和8年4月1日現在) をお答えください。

() 歳

問4 あなたのお住まいをお聞かせします。(○印は1つ)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 第1ブロック (正の区、神宮町、釜山町、永川町) |
| 2 第2ブロック (矢野町、新川町2丁目、新川町) |
| 3 第3ブロック (東本町、新川町1丁目、本町) |
| 4 第4ブロック (小山、草町、下窪1丁目と7丁目、野火止、下窪町1丁目) |
| 5 第5ブロック (中央町、下窪2丁目と3丁目、新沢1～2丁目) |
| 6 第6ブロック (新川町、ひばりが丘、南沢、南町) |
| 7 第7ブロック (新沢3～5丁目、南山、新宝) |
| 8 第8ブロック (下窪2～6丁目、南町) |
| 9 市外 (久留米市、グループホーム等) |

問5 あなたはどのような暮らし方をしていますか。(○印は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 施設と暮らしている | 2 施設に次所している |
| 3 その他 () | |



問5で「家族と暮らしている」に○をつけた方にお聞きします。

問5-1 あなたのお住まいの種類のどれですか。(○印は1つ)

1 持ち家の戸建て住宅	2 持ち家の集合住宅 (マンション・アパート等)
3 賃貸の戸建て	4 賃貸の集合住宅 (マンション・アパート等)
5 公営住宅 (給付・公営住宅)	6 社宅・公営住宅等
7 その他 ()	

あなたの障害の状況について

問6 あなたの持っている学校の種類と等級、診断の等級をお聞きます。あてはまる学校の番号と、カッコ内の等級 (度数) に○印をつけてください。(あてはまるものすべてに○印)

1 身体障害者学校	→ (1級) 2級 3級 4級 5級 6級
2 養子学校 (養育学校)	→ (1度) 2度 3度 4度
3 精神障害者保健福祉学校	→ (1級) 2級 3級
4 発達障害の診断を受けている自立支援医療 (精神通院医療) を受けている	
5 難病又は介護療養型医療施設に認定されている	
7 療育施設支援を利用している	

難病又は介護療養型医療施設の認定：この場合、東京都の難病医療相談窓口又は介護療養型医療施設医療助成を受給している方指します。

問6で「身体障害者学校」に○をつけた方にお聞きします。

問6-1 障害の種類は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 肢体不自由 (上肢機能障害・下肢機能障害・両肢機能障害・両肢機能障害)
2 音声・言語・しゃべり機能障害
3 視覚障害
4 聴覚・平衡機能障害
5 内部障害 (心臓機能障害、腎臓機能障害、肝臓機能障害、膵臓機能障害、糖尿病、免疫機能障害、気管支機能障害)



問7 あなたが社会生活上で課題となる行動・姿勢はありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 自覚	2 他覚	3 認識行動
4 行動停止	5 笑顔・発声	6 歩行
7 発声行動	8 食事	9 排泄
10 排泄障害 (通食・拒食)	11 睡眠障害	12 昼夜逆転
13 パニック	14 二つの行動に集中して他が自に入らない	15 自分でトイレに行けない
16 服せつ癖を繰り返して	17 角び出し等交差部な行為	18 歩法等不適切な行為
19 てんかん	20 その他 ()	21 稀にない

問8 あなたが社会生活上で課題となる行動・姿勢の中で、稀に配慮が必要と感じることはありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 自覚	2 他覚	3 認識行動
4 行動停止	5 笑顔・発声	6 歩行
7 発声行動	8 食事	9 排泄
10 排泄障害 (通食・拒食)	11 睡眠障害	12 昼夜逆転
13 パニック	14 二つの行動に集中して他が自に入らない	15 自分でトイレに行けない
16 服せつ癖を繰り返して	17 角び出し等交差部な行為	18 歩法等不適切な行為
19 てんかん	20 その他 ()	21 稀にない

問9 これまでに、専門職等から「強度行動障害」(あるいはそれに相当する状態)との判定や指図を受けたことがありますか。(○印は1つ)

1 判定・指図を受けたことがある
2 受けたことはないが、その傾向があると感じている
3 受けたことはなく、その傾向もない
4 わからない

強度行動障害

自覚、他覚、こだわり、もの損し、睡眠の乱れ、食事、歩行など本人や周囲の芳の暮らしに影響を及ぼす行動が、「著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要となっている「状態」です。



問9で「1 判定・指摘を受けたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問9-1 真体司にどこで判定・指摘を受けましたか。(○印は1つ)

1 児童相談所	2 児童福祉
3 学校	4 児童福祉施設
5 その他 ()	

問9で「1 判定・指摘を受けたことがある」に○をつけた方、ご家族・介助者の方にお聞きします。

問9-2 介助者が困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 介助者が「何を求めているのか」を読み取る負担が大きい
2 争論できない状況でバツクや強い行動が出やすい
3 診察や検査が難航し、必要な情報が得られないこともある
4 介助者が常に緊張し、外出自注が負担になる
5 介助者は常に安全確保を覚え続ける必要がある
6 相談できる相手が多く、難航時に強い助けが得られる
7 行動の背景理解や対応方針が統一されず、混乱が生じる
8 長年相談が続き、苦痛も増大している
9 本人の意向をどう尊重しつつ支離体罰を作るかが大きな課題
10 行動の背景にある感情特性やコミュニケーションの困難が理解されにくい
11 その他 ()

問9で「1 判定・指摘を受けたことがある」に○をつけた方にお聞きします。

問9-3 どのような支援が必要ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 わかりやすいコミュニケーション手段の提供
2 負担しを待てる生活づくり
3 児童福祉への配慮
4 本人が望む環境を整える
5 成功体験を積み重ねる機会づくり
6 身体の不調を早期に気づける仕組み
7 安心できる方・場所の確保
8 健康や福祉を考えた活動の提供
9 行動が起きる前のサインに合わせた支援
10 本人のペースを尊重する
11 その他 ()

問10 あなたは貴族の生活で介助を必要としていますか。介助が必要な方は、主な介助者の芳をお書きください。(○印は1つ)

1 親(父・母)	2 祖父母	3 その他の親族
4 貴族の芳・友人・友人	5 ホームヘルパー	6 ボランティア
7 施設・病院等の専門介助者	8 貴族、介助は必要ない	9 その他 ()

貴族から、家族・親族の芳が介助している方にお聞きします。

問11 現在、主な介助者の芳が困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

1 代わりの介助を頼める方がいない	2 休養や退席の機会がない
3 貴族の旅行や外出ができない	4 仕事に出られない
5 介助者自身の健康に不安がある	6 身体的な負担が大きい
7 精神的な負担が大きい	8 経済的な負担が大きい
9 その他 ()	10 特になし

貴族から、家族・親族の芳が介助している方にお聞きします。

問12 今後、介助や支援にあたって困難になると考えられることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 代わりの介助を頼める方がいない	2 休養や退席の機会がない
3 貴族の旅行や外出ができない	4 仕事に出られない
5 介助者自身の健康に不安がある	6 身体的な負担が大きい
7 精神的な負担が大きい	8 経済的な負担が大きい
9 本人の住まいの確保	10 本人の経済的に困る状態
11 その他 ()	12 特になし

普段から、家族・親族の方が介助している方にお聞きます。

【問13】 Ⅱ級助産師である方が一時的にⅢ級助産師に介助できなくなるとき、あなたはどのようにしますか。

(1つに1印)

- 1 同居している他の家族に介護を頼む
- 2 介護していない家族や縁せきに介護を頼む
- 3 介護や家事援助等を行なうホームヘルプサービスを利用する
- 4 施設への短期入所（ショートステイ）を利用する
- 5 知人・友人に介護を頼む
- 6 ボランティアに介護を頼む
- 7 その他（
- 8 介護を頼むあてがない

問14 あなたは、医療的な支援（医療的ケア）を受けていますか。

(あてはまるものすべてに○印)^{ひまじ}

- 1 受けていない
- 2 経営会議 (経営チーム・常務・副常務)
- 3 経営 (役員総会・エグゼクティブ・役員内)
- 4 経営会議
- 5 エグゼクティブの会議
- 6 専断
- 7 経営取締役の経営会議
- 8 常務・副常務の経営会議
- 9 ストマ (エグゼクティブ・エグゼクティブ) の会議
- 10 年次経営会議
- 12 定時の業務会議
- 14 その他
- ()

-7-

問14で何らかの選定的ケアを受けている方にお聞きます。

【例14-1】あなたは、医療的ケアに関して、困っていることや不安に思うことはありませんか。

(あてはまるものに○印)^{ひら}

- 1 1 つ症状が急変する傾向
- 2 採餌が変化したら、迅速な対応を要するべきが判断に懸る
- 3 日常的なケアや症状への対応が難しい
- 4 医療者の対応に不安がある
- 5 医療用施設での看護・診療が難しい
- 6 主たる介護者が、ケアによる身体的な負担が大きいの
- 7 主たる介護者が、ケアにより自分の時間を持てない
- 8 経済的な負担が大きい
- 9 将来的視野により、驚かすことも働くことができない
- 10 医療的ケアが必要ながい、家族の士気向上のつらさが無い
- 11 希望しない介護・その他（

$$\begin{array}{c} \vdots \\ \infty \\ \vdots \end{array}$$

日常生活について

問5 あなたは、日常生活で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 居場所・相談のこと	2 日常生活・コミュニケーションのこと
3 収入・職、場所づきあい	4 外出・買い物など
5 保護・支援サービスに関すること	6 住居・生活の基盤のこと
7 福祉サービスに関すること	8 通学・学校生活のこと
9 交通機関の利用に関すること	10 身体・健康のこと
11 結婚、性、恋愛などに関すること	12 親や介護者の高齢化のこと
13 相談できる方がいない (隠れている)	14 その他 ()
15 箱にない	

問6 あなたは、日常生活で困った時に、誰に(どこに)相談・確認しますか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 家族・親戚	2 友人・知人
3 保健師、幼稚園、学校の先生	4 医療関係者
5 福祉施設の職員	6 公的機関 (市役所、保健所、児童相談所など)
7 民生委員・児童委員	8 同じ悩みや苦痛を持つ人の保護者
9 相談支援事業所	10 インターネット、SNS
11 その他 ()	12 相談しない

問7 あなたは今後、どのような生活の場で暮らしたいと思いますか。(○印は1つ)

1 家族と暮らしたい	2 一人暮らしをしたい
3 グループホームで生活したい	4 障害者(児)のための施設で生活したい
5 その他 ()	6 わからない



問18 あなたは、施設とどれくらい外出しますか。(○印は1つ)

1 ほぼ毎日	2 週に数回
3 月に数回	4 ほとんど外出しない

問19 普段外出するときに、困ることはありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 バスや電車などの公共交通機関がない、または少ない	3 通学や職に通勤や送迎が多い
2 バスや電車などの乗り場が遠い	5 トイレやエレベーターなどの施設の設備が不便
4 施設の古い方や乗換えがわかりにくい	7 交通費(乗車など)にお金がかかる
6 介護者が確保できない	9 施設の自らが長になる
8 ヘルパーの報酬などにお金がかかる	11 発汗など突然の体調不良が心配
10 施設の方からの配慮・手助けがない	13 保護できる場所が少ない
12 困った時にどうすればよいかわからない	14 その他 ()
14 その他 ()	15 箱にない

問20 あなたや家族、介護してくれる方は、あなたの「頼りがなくなった後」や、将来の生活について、心配なことや不安がありますか。(○印は1つ)

※「頼」とは、日常時に介助してくれる方のこと。

1 箱に心配なことや不安はない	2 心配なことや不安がある
3 どちらともいえない	4 わからない

問21 あなたや家族は、「頼りがなくなった後」の生活に困るつぎのことについて、心配や不安を感じていますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 住む場所	2 日常生活や家事の援助
3 日常生活の意思決定や変化	4 相談できる方や相談
5 医療機関の受診	6 生活に必要なお金
7 お金の貯蓄や変化	8 百年を過ごす場
9 休みの日の過ごし方	10 緊急時の変化
11 その他 ()	



問22 あなたや家族は、“親が亡くなった後”への準備をするうえで、困ることがありますか。
(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 備蓄が怖にくい | 2 相続やいっしょに暮える方がいない |
| 3 準備をする時間的な余裕がない | 4 暮えるとさらに不安になる |
| 5 準備をするために費用がかかる | 6 その他 () |
| 7 何をすればよいかわからない | |



住まい 地域での生活について

問23 あなたは、最後、送別の方との程度おつきあいをしていますか。(○印は1つ)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 家を付きまわすつきあい | 2 立ち寄りをする程度のつきあい |
| 3 あいさつをする程度のつきあい | 4 ほとんどつきあいはない |

問24 障害者が入所施設で生活するのではなく、今後、住み慣れた地域で暮らしていくことについてどう思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 特に問題はない | 2 地域で暮らすのは賢いと思う |
| 3 その他 () | 4 わからない |

問25 あなたは、障害者が地域で生活していくためには何が必要だと思いますか。
(特に必要と思われるもの3つまで○印)

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1 地域生活やサービス利用に関する相談支援 | 2 緊急対応サービス(※)の充実 |
| 3 日中の活動・訓練場所や就業場の充実 | 4 グループホームの拡充 |
| 5 半信などによるコミュニケーションの支援 | 6 災害時(※)によりコミュニケーションが難しい方への意思疎通支援 |
| 7 障害者のための住宅の確保 | 8 利用しやすい送迎設備 |
| 9 労働就労するための支援 | 10 交通機関や施設などのバリアフリー化 |
| 11 地域の方たちの障害に対する理解 | 12 その他 () |
| 13 特に困っていることはない | |

訪問サービス

居宅介護（ホームヘルプ）や行動援助（主に知的障害がある方が外出する際のガイドヘルプ）など、サービス提供者が利用者の自宅等を訪問して提供されるサービスです。

災害時

震災や震災後の避難などの後遺症として生じることばの障害です。「聞く」「話す」「読む」「書く」という言葉の機能が低下した状態

例）相手の言葉が理解できない、言いたい言葉が出てこない、文字が書けないなど（症状や重症度は人によって異なります）。



問26 あなたは、相手とコミュニケーションをする時や必要な情報を利用する時に、特に困るのはどのような場合ですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 飲食店を利用する時 | 2 初めて行くところにゆかける時 |
| 3 銀行を利用する時 | 4 病院にかかった時 |
| 5 旅行をする時 | 6 買い物をする時 |
| 7 スポーツやレクリエーションに参加する時 | 8 住まいを探す時 |
| 9 仕事をする時 | 10 その他 () |

問27 障害者差別解消法が改正され、令和6年から事業者等による障害のある方への「合理的配慮の提供」が義務化されました。「合理的配慮の提供」とは、障害のある方から社会の中にある障害を取り除くための面からの配慮を求める意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。あなたは、合理的配慮の提供について知っていますか。(○印は1つ)

- | |
|----------------------------|
| 1 知っていて、合理的配慮の提供を求めたことがある |
| 2 知っているが、合理的配慮の提供を求めたことはない |
| 3 知らない |

問28 あなたは、合理的配慮の提供がなされていないと感じた時、どのようなアクションを取りますか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 その場で指摘して対応を求める | 2 事後に事業者に向い合わせて改善を求める |
| 3 行政窓口へ相談する | 4 その他 () |
| 5 何もしない | |

問29 あなたは、障害への理解を進めていくためにどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○印)

- | |
|--------------------------------|
| 1 障害や障害者に關するパンフレットの発行 |
| 2 障害者作品展やイベントの開催 |
| 3 障害に關する講演会や座談会等の開催 |
| 4 学校や生涯学習での障害に關する教育や情報 |
| 5 地域や学校等が障害への理解を学ぶ機会を設けること |
| 6 地域での交流の機会を設けて、関係の芽とつながりを待つこと |
| 7 障害者の一般就労の促進 |
| 8 その他 () |



しょうがいふくし
障害福祉サービスなどについて

問30 あなたは、福祉、系のような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。(それぞれに○印は1つ)

※サービスの内容については、23ページ以降をご覧ください。

区 分	利用しており、 今後も利用したい	利用していないが3年以内に 利用したい	利用の予定はない
①障害介護（ホームヘルプ）	1	2	3
②障害施設介護	1	2	3
③障害介護	1	2	3
④行動介護	1	2	3
⑤短期入所（ショートステイ）	1	2	3
⑥障害児支援（通園型等）	1	2	3
⑦障害児等デイサービス（通園型等）	1	2	3
⑧障害児等短期入所	1	2	3
⑨障害児等短期入所	1	2	3
⑩地域福祉支援事業 （主に障害児等への学校通学支援）	1	2	3
⑪障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑫障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑬障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑭障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑮障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑯障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑰障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑱障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑲障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
⑳障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉑障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉒障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉓障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉔障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉕障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉖障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉗障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉘障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉙障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉚障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉛障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉜障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉝障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉞障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㉟障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊱障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊲障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊳障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊴障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊵障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊶障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊷障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊸障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊹障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊺障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊻障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊼障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊽障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊾障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3
㊿障害児等短期入所（障害児等）	1	2	3

問31 あなたは、福祉、系のような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。(それぞれに○印)

1 制度がわかりにくい	2 利用したいサービスを利用できない
3 利用できるサービスが限られ利用回数が少ない	4 サービスの質について通っている
5 他の利用者との関係が良好	6 市役所での手続きが円滑
7 事業所との関係が良好	8 事業所への移動が円滑
9 経済的負担が大きい	10 利用したいサービスのサービスがない
11 その他（ ）	12 他に通っていることはない

問32 あなたは、福祉、系のような障害福祉サービスに、満足していますか。(○印は1つ)

- 1 必要なサービスを受けられており、大いに満足
- 2 ほぼ必要なサービスを受けられており満足
- 3 ほぼ必要なサービスを受けられているがサービスの質に満足できない
- 4 必要なサービスが十分に受けられ満足
- 5 受けたいサービスが満足に受けられ満足
- 6 満足は稀にサービスを受けられる満足がないので利用していない

問32で「4 必要なサービスが十分に受けられ満足」か「5 受けたいサービスが満足に受けられ満足」に○をつけた方にお聞きします。

問32-1 地域の中で、障害者に就労するサービスのうち何が不足していると思いますか。



しょうがいこくし
障害児福祉について

問33 あなたは普校、特別の児童をどのように通っていますか。(○印は1つ)

- 1 幼稚園、保育園、児童発達支援事業所などに通っている
- 2 特別支援学校（小・中・高専）に通っている
- 3 小・中学校、高等学校、高等専門学校（2を併く）に通っている
- 4 自宅で通っている
- 5 通所している施設や病院などで通っている
- 6 その他（ ）

問34 あなたは障害に気づいたきっかけは何でしたか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 病院などの医療機関による受診・診断
- 2 市が実施する健診
- 3 小・中学校で実施する就学時健康診断
- 4 児童発達支援センター・わかき学童の訪問
- 5 幼稚園、保育園の訪問
- 6 学校の訪問
- 7 家族による気づき
- 8 その他（ ）

問35 あなたは普校、放課後や夏休みなどの長期休暇では、主にどのような場所を通っていますか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 幼稚園、保育園
- 2 学習クラブ
- 3 児童館
- 4 放課後等デイサービス
- 5 公園等
- 6 学校の部活動
- 7 習い事
- 8 地域のスポーツクラブ
- 9 自らの家
- 10 友達の家
- 11 その他（ ）

問36 幼稚園、保育園、通所施設などに通ううえで重要と思われるものをお答えください。
(○印は3つまで)

- 1 送迎など、通所・通学のサポート
- 2 学習支援や介助など、通・学校生活のサポート
- 3 生活訓練や職業訓練など、専門的な指導
- 4 授業や宿題など、継続的なケア
- 5 福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携
- 6 子ども同士の理解を深める交流機会を創やす
- 7 保育園や学校施設のバリアフリー化
- 8 就学相談や進路相談を積極的に行う
- 9 通常の学習への受け入れを進める
- 10 放課後や夏休み等の一時預かりがでる場所を創やす
- 11 その他（ ）

問37 今の学校の卒業後について、希望する進路はどれですか。(○印は1つ)

- 1 訓練や職業指導を受けられる施設に通いたい
- 2 又所して、訓練などを受けたい
- 3 企業などへ就職したい
- 4 職業訓練校で訓練を受けたい
- 5 上級学校に進学したい
- 6 その他（ ）
- 7 まだ考えていない

保護者の方にお聞きします。

問38 保護者の方は、あて名のご本人の現在または将来について、

どのような不安や悩みがありますか。(○印は3つまで)

1	本人の習熟度にあった学習指導	2	学校での集団生活や入退校保護
3	学校生活に関する相談	4	通学に合った送迎の相談支援
5	送迎等の習慣化に伴う本人の運転性	6	送迎時における教育機関での引継ぎ
7	教育機関の運営に際する理解	8	教育・保育施設での送迎時ケアの対応
9	異年齢混雑時の子どもの過ごし方	10	通学時の送迎
11	通学に合った就労先の紹介	12	就労に必要な技能等の訓練の機会
13	就労に関する総合的な相談支援	14	成人後の自身の通所先
15	成人後の自身の活動終了後の過ごし方	16	その他()
17	特になし		

保護者の方にお聞きします。

問39 保護者の方が、不安や悩みを相談する場として希望するものはどれですか。

(○印は3つまで)

1	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム	2	ピアサポート活動
3	家族会への参加	4	こども発達センター
5	障害児通所支援事業所	6	相談支援事業所
7	発達障害支援センターわかぐさ学舎	8	さいわい福祉センター
9	スクールソーシャルワーカー	10	教育相談室
11	その他()	12	特になし
13	わからない		

ひがしくるめし しやうがいにくしきく

東久留米市の障害福祉施策について

問40 福祉に関する情報は、主にどこから得ていますか。(○印は3つまで)

1	市や区社会福祉協議会等の広報誌	2	市の広報
3	テレビやラジオ	4	新聞・雑誌
5	インターネット	6	障害者団体
7	民生委員・児童委員、 婦保・知的障害者相談員	8	ホームヘルパー
9	家族・親類	10	友人・知人
11	医療機関	12	市や区の窓口
13	障害者の施設施設	14	情報は得られていない
15	その他()		

問41 次の障害者(児)に関する市の相談窓口を知っていますか。また、それらを利用したことはありますか。(①～⑩までそれぞれに○印は1つ)

	知っており、 利用したことが ある	知っており、 利用したことは ない	知らない
①さいわい福祉センター	1	2	3
②福祉生活支援センターめぐまーる	1	2	3
③障害者就労支援室「さいわい」「あおぞら」	1	2	3
④市役所内ワークコーナー（ハローワーク窓口）	1	2	3
⑤障害者虐待防止センター（市障害福祉課）	1	2	3
⑥社会福祉協議会	1	2	3
⑦発達障害支援センターわかぐさ学舎	1	2	3
⑧教育センター市英相談室（児童）	1	2	3
⑨教育センター関山相談室（児童）	1	2	3
⑩当事者団体等によるピアカウンセリング等	1	2	3

問42 あなたは、悩み事などを相談するときに、困ることはありますか。
(あてはまるものすべてに○印)

- 1 どこに問い合わせたらよいかわからない
- 2 身近な場に相談するところがない
- 3 電話やFAXを使って情報収集や相談をすることができない
- 4 インターネットを使って情報収集や相談をすることができない
- 5 店名版や営業コード、経営チームなどによる情報提供が少ない
- 6 相談先で、周りの方に相談内容が漏れこえてしまう
- 7 その他（ ）
- 8 家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない

前3 今後、市行政で重点的に取り組むべきと思われる施策はありますか。(〇印は3つまで)

- 1 1945 終戦後の教育政策
- 2 特別支援教育のいっそうの充実
- 3 教育と福祉の連携を強めること
- 4 障害児の就労支援や地域生活の充実
- 5 成人期の支援活動の場づくり
- 6 障害者（児）への虐待の予防・権利擁護
- 7 障害者の就労支援の充実
- 8 障害児保護の充実等による経済的支援
- 9 就労支援事業所の定員の拡大
- 10 障害者の生活（児）の自立活動の充実と
場所の確保
- 11 在宅でも支援を受けられる体制づくり
- 12 グループホームの施設整備
- 13 バリアフリーのまちづくり
- 14 障害特性に応じた情報提供
- 15 相談支援体制の強化
- 16 障害者（児）への理解を深めるための
講習やイベント
- 17 研修等による支援者やボランティアの
育成
- 18 災害や震災などの緊急時の支援
- 19 その他（ ）

東京都米市の障害福祉施設について、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

★サービスの概要（15ページ～30ページの回答の参考にしてください）

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排泄、食事、洗濯の介護等を行います。 介護の身体技術者または介護士の介護等を行います。
看護訪問介護	看護により常に介護を必要とする人に、自宅、排泄、食事、洗濯の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援等を総合的に行います。
行動支援	認知症・精神障害により行動に支障をきたしている人に対する外出時の準備、移動中の介護を行います。
同行支援	看護により、移動に支障をきたしている人に対して、必要に応じて、必要な介護を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、排泄、食事、洗濯の介護等を行うとともに、創作活動または生活活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。また、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	発達障害等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人で、就労に慣れるための支援となる支援を行います。
療養介護	医療と介護の両方を必要とする人に、医療機関で療養訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅に介護する人が病気の場合などに、短期間、看護も必要で、入浴、排泄、食事、洗濯の介護等を行います。
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練等を行います。
最終後援サービス	就労している障害児につき、療養の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に滞る障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して入居してより暮らしを希望する人に、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や夜間、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事、洗濯の介護等を行います。



施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や夜間に入浴、排泄、食事、洗濯の介護等を行います。
地域移行支援	地域における生活に移行するために必要な支援を必要とする人に、居宅の介護や相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設において介護等で生活する人に、地域の通所施設を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。

★用語の説明

ピアサポート	障害や病気、悩みなど同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを指す言葉。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもとの行動を継続して指導を継続したり、発達障害の特性をふまえたほめやしかり方を学び、具体的にどのような対応ができるかを学習していくためのプログラム。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、発達障害を疑うことに悩んでいる保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が継続的に支援できるように設定された、グループ・プログラム。



市民

ひがしくるめししょうがいしゃに 東久留米市障害者施策に関する

アンケート調査について

白旗は、本市の障害福祉施策につきまして、ご協力をお願いいたします。
本市では現在、「東久留米市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の策定に向けた取り組みを進めています。

そのため、市民の皆さまの福祉に関する意見、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することといたしました。

この調査策の送付対象者は、本市にお住まいの18歳以上64歳以下の方から無作為に抽出させていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をお読みいただき、ご協力をお願いしますよう、お願い申し上げます。

令和8年5月

東久留米市長 栗田竜馬

※ 令和8年3月1日時点で当市に住所登録されている方を対象としています。また、お答えいただいた内容は、プライバシーの保護に万全を期すとともに、アンケート結果の集計以外には使用いたしません。

- 記入について
- 回答は、あてはまる番号を「○」で囲んでください。
- 調査票の送付について
- インターネットによる回答も可能です。その場合、この調査票の送付は不要です。各のQRコード、または、下のURLから、専用のウェブサイトにアクセスしてください。
- URL: <https://questant.jp/q/FNFOLZFR>
- ご記入された調査票は、封筒の送付用封筒に入れ、令和8年6月12日（金）までに投函していただいても構いません。なお、インターネットで回答された方は、調査票の送付は不要です。



お問い合わせ先

東久留米市 福祉推進部 福祉推進課
TEL: 042-470-7747 FAX: 042-475-8181
※ 平日8時30分から17時まで（土日祝日を除く）

あなたご自身について

欄1 あなたの性別は、次のうちどれですか。(○印は1つ)

1 男性 2 女性 3 その他

欄2 あなたの年齢（令和8年4月1日現在）をお書きください。(数字を記入)

() 歳

欄3 あなたの職業についてお書きください。(○印は1つ)

1 職 2 自営業（経営・主理・事務所など）
3 会社員・公務員など 4 パート・アルバイト
5 学生 6 専業主婦
7 専業主夫（主婦・主夫） 8 無職
9 その他（ ）

欄4 あなたのお住まいをお書きします。(○印は1つ)

1 第1ブロック（上の原、神宮町、芝山町、新川町）
2 第2ブロック（矢野町、新川町2丁目、浅間町）
3 第3ブロック（栗木町、新川町1丁目、栗木町）
4 第4ブロック（小島、草野、下巻1丁目と7丁目、新沢、新沢町1丁目）
5 第5ブロック（中央町、新川町2～3丁目、新沢1～2丁目）
6 第6ブロック（新川町、ひばりが丘、新沢、新沢町）
7 第7ブロック（新沢3～5丁目、新沢、新沢）
8 第8ブロック（下巻2～6丁目、新沢）
9 市外（八潮市、グループホーム等）

問5 あなたは、誰と一緒に生活していますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 配偶者(妻・夫)	2 子ども
3 子どもの配偶者	4 父
5 母	6 祖父母
7 兄弟・姉妹	8 その他の家族
9 友人・知人(家族以外の人)	10 親や祖父母の介護・仲間
11 ひとり暮らし	12 その他()

問6 あなたは、普段通所する方との距離おつきあいをしていますか。(○印は1つ)

1 緊を付きあふつきあい	2 立ち廻をする程度のつきあい
3 あいさつをする程度のつきあい	4 ほとんどつきあいはない

問7 あなたは、障害福祉センターに利用がありますか。(○印は1つ)

1 ある	2 少しある	3 ない
------	--------	------

問8 あなたの身近に障害者や難病者の方がありますか。(あてはまるものすべてに○印)

1 自分自身がそうである	2 身近な方がそうである	3 いない
--------------	--------------	-------

問9 あなたは、障害者や難病者の方と交流がありますか。

(あてはまるものすべてに○印)

1 家族や身近な家族に	2 学校や職場の同僚として交流がある
3 知人・友人として交流がある	4 地域活動などの居間で交流がある
5 ボランティア活動で交流がある	6 交流する機会がほとんどない
7 その他()	

しょうがい 障害への理解について

問10 普段の生活の中で、困っている障害者(児)に対し「あなたができる支援」はありますか。
(あてはまるものすべてに○印)

1 車いすで障害を減らす
2 聴覚の障害や通話の困難、聴覚・ハブ装置に手を貸す
3 椅子を肩に付いたり、肩かけをする
4 同席を待つ
5 車椅子を昇下りしたり持ち上げるのを手伝う
6 災害や避難などの緊急時の連絡
7 安全確保の肩かけ
8 緊急時や避難時に手を貸す
9 手話や筆談で話す
10 車で送迎するなど、外出の手助けをする
11 災害を作ったり、掃除や洗濯を手伝う
12 買い物や食事を代わりをする
13 病にできることがない
14 その他()

問11 お住まいの地域及び職場で、障害者(児)への理解が10年前に比べて深まっていると感
じますか。(○印は1つ)

1 思う	2 思わない	3 わからない
------	--------	---------

問12 あなたは、ヘルプカード、ヘルプマークを知っていますか。(それぞれに○印は1つ)

①ヘルプカード	1 内容まで知っていた	2 聞いたことがある	3 知らなかった
②ヘルプマーク	1 内容まで知っていた	2 聞いたことがある	3 知らなかった

ヘルプカード・ヘルプマーク

市では、障害のある方や難病に罹患している方が、日常生活で困った際に、また災害時や緊急時に、周囲の方に支援や配慮をお願いしやすくするため、ヘルプカードを作成しました。ヘルプマークは平成24年に東京都が作成したもので、平成29年にJIS Z8210(案内用記号)が改定され、周囲の方に配慮を必要としてヘルプマーク
+ 心
いることを知らせることができるよう全国共通のマークとなっていきます。

問3 「被害者虐待防止法」により、家庭、職場、職場及び被害者施設において被害者（児）の虐待を撲滅した市町村には、通報義務があることを知っていましたか。（○印は1つ）

1 知っていた	2 知らなかった
---------	----------

問4 あなたは、「被害者差別解消法」について知っていましたか。（○印は1つ）

1 以前まで知っていた	2 聞いたことがある	3 知らなかった
-------------	------------	----------

被害者虐待防止法

（被害者虐待防止、被害者の権利に対する支援等に関する法律）

被害者のある方に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、被害者の自立や社会参加にとって大きな妨げとなります。被害者への虐待の防止や被害者に対する支援に取り組むため、平成24年10月に施行されました。

被害者差別解消法（被害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

被害を理由とする差別の解消を推進することにより、「全ての国民が被害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、平成25年6月に公布され、同28年4月から施行されました。

問5 親戚の社会には、被害のある人に対する差別や偏見があると聞きますか。（○印は1つ）

1 差別や偏見はあると聞	2 どちらかといえば、あると聞
3 どちらかといえば、ないと聞	4 差別や偏見はないと聞
5 わからない	

問5 で「1 差別や偏見はあると聞」 「2 どちらかといえば、あると聞」を選んだ方におたずねします。

問5-1 被害者（児）に対する差別・偏見、または理解のなさはどのようなところにあると聞きますか。具体的な内容もご記入ください。（あてはまるものすべてに○印）

1 仕事	2 地域の施設
3 地域の労働者や職	4 教育
5 交通機関	6 教育の機会
7 お店等の店員の態度や態度	8 行政の対応
9 保育所や学校の対応	10 その他
具体的に：	

問6 あなたは、被害のある方にも共に住み暮れた地域で生活できるように地域の理解を運んでいくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○印は3つまで）

1 地域行事への被害者（児）の参加を促進するなど、地域住民等との交流の場を設けず
2 学校でのインクルーシブ教育※や被害に際する教育の推進
3 被害についての正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催
4 被害者支援施設や被害者（児）と交流するイベントの開催
5 被害者（児）の生活や被害についての正しい知識等を伝えるリーフレットの発行
6 被害者の一人暮らしへの経済的支援
7 知らない
8 その他（ ）

※被害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指すこと。

問17 あなたは、障害のある方の介助（支援）をしたことがありますか。（○印は1つ）
「ある」と回答した方は、支援した内容を表内にご記入ください。

1 ある	2 ない
資料別1:	

問18 災害時、身近な方や地域に向けて「あなたができる支援」はありますか。
（あてはまるものすべてに○印）

1 災害情報・声かけ	2 家族への連絡
3 安全な場所への避難誘導	4 緊急手当
5 情報提供	6 相談・話し相手
7 留守（支援）は継続	8 わからない
9 その他（	）

問19 令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年から事業者等による障害のある方への「合理的配慮の提供」が義務化されました。「合理的配慮の提供」とは、障害のある方から社会の中にある希望を取り戻すための障らかの配慮を要する意思表示があったときに、貴店が置きえない範囲で対応することです。あなたは、合理的配慮の提供について知っていますか。（○印は1つ）

1 知っている	2 聞いたことあるが、内容は知らない
3 知らない	

問20 あなたは、社会には障害のある方への対応や理解が十分にあると感じますか。
（○印は1つ）

1 全然足りないと思う → (問20-1へ)	2 少し足りないと思う → (問20-1へ)
3 あると思う	4 わからない

問20 で「1 全然足りないと思う」「2 少し足りないと思う」を選んだ方におたずねします。

問20-1 それはどんな場合ですか。（あてはまるものすべてに○印）

1 教育の機会	2 仕事や収入
3 就労の機会	4 地域の行事や集まり
5 生活の対応や配慮	6 被害にかかわりにくいこと
7 交通機関や建築物の整備	8 身近な方の人の理解
9 住居の環境	10 その他（

ひがしききめし しやうかいふくししきく 東久留米市の障害福祉施策について

問21 障害福祉に関する情報は、壁にどこから得ていますか。（○印は3つまで）

1 写真は影響がないので、得ていない	2 市や社会福祉協議会等の広報誌
3 市の広報	4 テレビやラジオ
5 新聞・雑誌	6 インターネット、SNS
7 障害者団体	8 民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員
9 ホームヘルパー	10 家族・親戚
11 友人・知人	12 医療機関
13 市や県の窓口	14 障害者の福祉施設
15 情報は得られていない	16 その他（

問22 次の被害者（児）に對する市の相談窓口を知っていますか。また、それらを利用したこと
 はありますか。①～⑩までそれぞれに○印は1つ

	知っており、 利用したこと がある	知っていた が、利用した ことは無い	知らない
①さいわい福祉センター	1	2	3
②地域生活支援センターめぐるまーる	1	2	3
③被害者救済支援室「さいわい」「あおぞら」	1	2	3
④市役所内ワークコーナー（ハローワーク窓口）	1	2	3
⑤被害者虐待防止センター（市被害者支援課）	1	2	3
⑥社会福祉協議会	1	2	3
⑦児童発達支援センターわかさ学園（児童）	1	2	3
⑧教育センター（児童）	1	2	3
⑨滝山教育相談室（児童）	1	2	3
⑩当事者団体等によるピアカウンセリング等	1	2	3

問23 今後、市行政で重点的に取り組むべきと想う被害者支援施策は何か。

(○印は3つまで)

1 児童発達支援センターの整備	2 被害者支援センターの整備
3 被害者支援センターの整備	4 児童発達支援センターの整備
5 成人期の支援活動の場づくり	6 被害者（児）への虐待の予防・被害者支援
7 被害者の就業支援の充実	8 児童発達支援センターの充実等による被害者支援
9 就業支援事業所の定員の拡大	10 児童の被害者（児）の日常活動の充実と虐待の予防
11 在宅でも支援を受けられる体制づくり	12 グループホーム等の施設整備
13 バリアフリーのまちづくり	14 被害者特性に即した情報提供
15 相談支援体制の強化	16 被害者（児）への理解を深めるための講習やイベント
17 研修等による支援者やボランティアの育成	18 児童の支援
19 その他（ ）	

※主に被害者が日常生活の相談及び虐待、災害、僻地等における介護を受けるが、被害者支援を要する住居

東久留米市の障害福祉施設について、ご意見やご要望などがありましたら、自由に記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
この調査票を同封の返信用封筒に入れて、
令和8年6月12日(金)までにポストへ入れてください。